

本学教員による公的研究費の不正使用について

1. 経緯・概要

令和2年2月17日付（告発等受付日）で、本学の通報窓口「研究代表者による承のない研究費の執行」等、競争的資金が適正に執行されていないと指摘する告発があった。

2. 調査

(1) 調査体制

「関西医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」第10条第2項、及び「関西医科大学研究活動における不正行為防止規程」第18条により、本調査のための委員会を組織した。

職 位	氏 名	備 考
委員長 (研究担当副学長)	木梨 達雄	1号委員 副学長（研究担当副学長）
微生物学講座 主任教授	藤澤 順一	2号委員 大学院医学研究科教務副部長 (令和3年3月定年退職、現名誉教授)
弁護士	木村 尚巧*	3号委員 外部委員
弁護士	尾田 智史*	3号委員 外部委員
公認会計士	三木 貴之	3号委員 外部委員
薬理学講座 主任教授	中邨 智之	4号委員 その他学長が必要と認めた内部委員
摂南大学 名誉教授	金谷 重樹*	4号委員 その他学長が必要と認めた外部委員

(*は、当初の委員に対する被告発者からの異議申し立てを受け、交代にて新たに就任した委員。)

(2) 調査期間

令和2年4月2日～令和3年7月12日

(3) 調査対象

本件で調査の対象となった講座に係る平成26年度以降の全ての公的研究費

(4) 調査方法

- ① 書面調査、物品調査及び当該講座の関係者へのヒヤリング並びに書面照会によって、研究費の執行目的及び発注状況を収支簿等と照合してその齟齬を明らかにした。

- ② 当該講座構成員への書面照会によって、研究費の執行について、運用の指示系統など、当該講座内の研究費執行状況を確認した。
- ③ 事務部門へのヒヤリングを実施し、調達・検収フローを検証した。

3. 調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別

公的研究費の「目的外使用」

(2) 不正等に関与した研究者

当該講座 元講座主任教授 上野 博夫（令和2年8月31日退職）

(3) 善管注意義務を怠った研究者

当該講座 元研究員（現在は、別の講座に所属）

当該講座 講師

当該講座 助教

(4) 不正等が行われた研究課題

	研究種目名	研究代表者	研究期間
科学研究費 助成事業	若手研究 (B)	当該講座 講師	平成26年4月～平成28年3月
	基盤研究 (C)	当該講座 講師	平成28年4月～令和2年3月
	若手研究 (B)	当該講座 助教	平成26年4月～平成29年3月
	若手研究 (B)	当該講座 助教	平成29年4月～平成31年3月
	基盤研究 (C)	当該講座 元研究員	平成28年4月～平成31年3月
	基盤研究 (C)	当該講座 元研究員	平成31年4月～令和4年3月

(5) 不正等の具体的内容

① 背景・手法

平成22年、当該元講座主任教授が着任以来、当該講座においては、同氏が作成した遺伝子改変マウスを用いて様々な臓器・組織の発生・がんの分野において研究を行っており、同氏が講座全体の研究を統括してきた。当該講座ではそれらの研究に対して科研費等の公的研究費、民間研究助成金を数多く獲得しており、全ての研究は密接に関連した共同研究であることを根拠にした講座内科研費の一括管理・執行が妥当であるとの認識の下、当該講座構成員が獲得した科研費について平成24年頃から同氏及びその監督指示を受けて業務にあっていた当該講座秘書が管理・執行するようになり、令和元年度まで当該講座における慣習となっていた。また、当

該講座構成員が当該講座秘書に印鑑を預けることも慣例となっていた。このような状況の下、研究代表者の承諾を得ず、元講座主任教授及びその監督指示を受けて業務にあっていた当該講座秘書による一括管理・執行によって目的外使用が行われた。

② 不正等に支出された競争的資金等の額

	研究種目名	交付決定額（直接経費）	不正等に使用された額
科学研究費助成事業	若手研究（B）	3,000,000 円	1,191,730 円
	基盤研究（C）	3,700,000 円	683,791 円
	若手研究（B）	3,100,000 円	900,290 円
	若手研究（B）	3,300,000 円	595,227 円
	基盤研究（C）	2,100,000 円	941,562 円
	基盤研究（C）	1,300,000 円	219,075 円
合 計		16,500,000 円	4,531,675 円

③ 私的流用の有無

なし。対象となる科研費等による執行を調査した結果、すべて講座内で行われている研究に関連して使用されたものであった。

(6) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

①元講座主任教授について

(結論) 科研費課題計 6 件（総額 4,531,675 円）に関する目的外使用

(判断理由) 就任以来、科研費の講座内運用について、恣意的な解釈に基づき、目的外使用が容易に起こりうるような一括管理・運用のルールを自らの意思で設定・適用し、その結果、講座に所属する研究代表者が自らの科研費を執行できない状態が作出されることで、多くの目的外使用が生じる結果となった。

当該講座ルールの運用にあたっては、研究代表者が執行内容を事前に確認した上でこれを容易に修正することが可能となる手段を設けるようなこともしていない。

また、講座の統括責任者である立場から、問題を生みかねない当該講座独自の科研費運用のルールを是正することは極めて容易であったと言わざるを得ないと判断した。

よって、同氏については、目的外使用と認定した全ての物品について、重過失があるものと判断した。

②当該講座 元研究員

(結論) 自身が研究代表者を務める科研費課題計 2 件（総額 1,160,637 円）に関する研究代表者としての善管注意義務違反

(判断理由)

科研費を目的外使用する意図があったとは認められないことから、目的外使用に

ついて故意はなく、また、調査対象の科研費の各執行項目について、当該研究の遂行に必要なか、当該研究のみに使用か、当該研究以外のみに使用するものか（私的流用含む）、自己の承諾のない執行か、などについての本人の回答と、研究内容を照合して調査した結果、本人による目的外使用は無かったと判断した。

平成 29 年 11 月から平成 29 年 12 月に科研費管理用会計システムを最初に閲覧できた時までの間について、目的外使用されることについて、予見可能性が無く、研究代表者としての注意義務違反（過失）は無かったと判断した。

しかしながら、平成 29 年 12 月から令和元年 8 月の講座ルールに対する異議申し立てに至る間については、それを知りながら目的外使用を指摘し是正しなかったことから、重過失による研究代表者としての善管注意義務違反があったと判断した。

令和元年 8 月の異議申し立て以降については、目的外使用を回避できなかった範囲で過失があったと考えるものの、内部監査室を通じて科研費執行の是正を協議しているため重過失はなかったと判断した。

③当該講座 講師及び助教

（結論）講師：自身が研究代表者を務める科研費課題計 2 件（総額 1,875,521 円）に関する研究代表者としての善管注意義務違反

助教：自身が研究代表者を務める科研費課題計 2 件（総額 1,495,517 円）に関する研究代表者としての善管注意義務違反

（判断理由）

科研費を目的外使用する意図があったとは認められないことから、目的外使用について故意はなく、また、調査対象の科研費の各執行項目について、当該研究の遂行に必要なか、当該研究のみに使用か、当該研究以外のみに使用するものか（私的流用含む）、自己の承諾のない執行か、などについての本人の回答と、研究内容を照合して調査した結果、本人による目的外使用は無かったと判断した。

平成 26 年 12 月末より後、令和元年 8 月の異議申し立てに至る間、それを知りながら目的外使用を指摘し是正しなかったことから、重過失による研究代表者としての善管注意義務違反があったと判断した。

異議申し立て以降については、結果を回避できなかった範囲で過失があったと考えるものの、内部監査室を通じて科研費執行の是正を協議しているため重過失はなかったと判断した。

④当該講座秘書

講座秘書 2 名については、講座内の研究は密接に関連した共同研究であり、異議申し立てがない限り、執行に同意しているとみなしていたと回答していることから支出項目が科研費課題に一致していないという認識を講座秘書は持っていなかったと判断される。また、科研費執行について上野氏から講座秘書に具体的な特定の科研費を指示しているという事実は確認されなかったが、研究者の注文について講座主任である上野氏と連絡をとり、上野氏の意向と承認を得て執行していることから、実

態としては上野氏の監督指示の下、講座秘書は科研費の執行をしていたと判断される。講座秘書は、雇用責任者である上野氏の意向に従わざるを得ない状況であり、また、研究内容に関する知識や理解がなければ注文内容と科研費との紐づけを判断するのは難しいため、判断能力に乏しい講座秘書には重過失までは認められないものと判断した。

4. 不正等の発生要因

本件で問題となった講座においては、元講座主任教授が自らの意思で講座内運用ルールとして講座内の研究費の一括管理を設定し、研究代表者が自身の研究費の執行に直接、関わらない状況となっていた。

当該講座は元講座主任教授をメインとした研究環境であり、各研究代表者は各自の研究を実施する中において、講座内の研究リソースについて応分の負担をすべきこと、その結果、各研究代表者の研究費の執行について一定の制約があることも理解していたが、その前提として、一括管理を行っていた元講座主任教授及び秘書は、研究代表者の研究費から執行することに対して説明の上、事前に同意を得ておくべき必要があった。

本件では、当該講座に所属する研究者が、科研費執行処理に必要となる印鑑、科研費管理用会計システムの ID・パスワードを講座秘書に預けていた点も、目的外執行の発生要因となっている。この点、単純に機械的な事務処理を委託するのみであれば、研究者の利便性や研究時間確保の点から容認できるものである。しかしながら研究代表者が執行内容を事前に確認した上でこれを容易に修正することが可能となる手段などが設けられておらず、科研費の執行に関して目的外使用が容易に起こりうる状態となっていた。

また、本学では、学内の研究者に対し、科研費の講習会、eAPRIN 等の教育・研修を実施し、研究コンプライアンスの向上に努めているが、本件において、そもそもの科研費研究制度の基本的な理解や研究代表者としての責任の自覚について、徹底できていない部分も露呈した。このようなコンプライアンス意識の徹底の不足及び講座内の事情等について適切に相談できる相手や窓口がなかったことにもその発生要因が存するものとする。

5. 再発防止策

- (1) 研究不正等を未然に防止するため、学部横断的に研究公正等に関する知識を有した複数の教員からなる研究公正等相談員を指名し、関西医科大学研究等不正防止委員会のもとに配置して対応することとし、広く研究者に周知するとともに、容易に相談できるように匿名性や窓口へのアクセスに配慮した事前相談に関する体制を構築する。
- (2) 教授会等を通じて、本事例（経緯、背景、発生要因及び調査結果等）の説明と、公的

研究費の管理・執行における講座主任と研究代表者の管理の在り方を明確にして、公的研究費の説明会等を通じて、各講座内での公的研究費執行の適正化を周知・徹底する。また、講座主任による公的研究費の執行承認を廃止する。

- (3) 「関西医科大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」及び同規程に基づく公的研究費取扱要領の抜本的な改正を行い、責任の所在の明確化、経理手順の整備及びルールを明確化する。
- (4) コンプライアンス研修内容の見直しを行い、これまでよりも更に充実したコンプライアンス研修を全学的に実施する。また、公的研究費の説明会等を通じて、各講座内での公的研究費執行の適正化を周知・徹底する。
- (5) 公的研究費の執行にあたっては、研究代表者はその執行に説明責任を負い、また、公的研究費の経理を講座秘書等に委任する場合であっても、公的研究費の管理・執行について注意義務が生じることを周知する。
- (6) 学内のコンプライアンス体制の見直し・充実を図り、大学の組織として研究費の不正使用等を防止できる体制の再構築を行う。

6. その他

- (1) 当該教員等からの不服申立て並びに申立てへの対応

令和3年7月20日から29日にかけて、不正等に関与した研究者及び善管注意義務を怠った研究者からの不服申立書を受領し、同年8月2日に本調査委員会において審議した結果、再調査は行わないとの判断をした。

- (2) 関係者の処分

元講座主任教授については、既に本学を退職しており、効力が及ぶところではないが、関西医科大学就業規則（第6章第3節第2項第a号、同節第3項第b号及び同節第5項第d号）に準拠し、「准教授への降格処分相当」とした。また、当該講座の元研究員、講師及び助教の3名については、制裁処分にはあたらない「口頭厳重注意」とした。

以上